

令和8年度 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金事業募集要項

〈 背景 〉

森林の有する多面的機能の発揮のためには、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠ですが、林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られます。

〈 事業 〉

地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用などの取組を支援します。

1 応募対象者

森林所有者、地域住民、自治会、NPO等の地域の実情に応じた3名以上の者で構成する団体又は3名以上の従業員等で構成する法人

2 応募条件

- (1) 活動組織
 - ① 組織の規約が定められていること。(会費の徴収等により自立的に活動できる組織)
 - ② 森林所有者と活動に関する協定書を締結していること。
 - ③ 原則として活動組織は、対象森林と同一県内にあること。
- (2) 対象森林
 - ① 活動を行う時点において、森林経営計画が策定されていない森林。
 - ② 活動面積は0.1ha以上。(少数第2位切り捨て)
- (3) 市町支援
 - ① 市町が追加の支援を行う活動。
- (4) 資源活用
 - ① 対象森林の整備と併せて資源活用の取組を計画・実施すること。

3 対象となる活動

区分	活動内容
メインメニュー (主たる活動)	
地域活動型 (森林資源活用)	雑草木の刈払い・集積・搬出・処理、落ち葉掻き、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出・処理、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留めの設置・改修、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
地域活動型 (竹林資源活用)	竹・雑草木の刈払い・伐採・集積・搬出・処理、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
複業実践型	間伐木の伐採・搬出・処理、雑草木の刈払い・集積・搬出・処理、落ち葉掻き、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留めの設置・改修、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等

追加メニュー（従たる活動）	
機能強化	歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修及びこれらの実施前後に必要なとなる森林調査・見回り
関係人口創出・維持	地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受け入れに当たり行う環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り、受け入れる地域外関係者の傷害保険等
資機材・施設の整備	活動の実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置・賃借（賃借は関係人口創出・維持に係るものに限る。）
活動推進費	現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等

- 注) ① メインメニュー（主たる活動）は、**活動する森林に係る資源活用の取組を必ず行うこととし**、異なる区分を同じ年度に同一の森林で重複して適用することはできない。
- ② 複業実践型は、資源活用の数値目標を設定し達成するものとし、整備に必要な活動日数が、構成員平均で年間70日以上となる場合に実施できる。
- ③ 追加メニュー（従たる活動）は、メインメニューと組み合わせた場合に限り実施することができる。
- ④ 機能強化は、メインメニューを効果的に実施するため、活動対象森林内のほか、当該森林に到達するために通過する森林内で実施することができる。
- ⑤ 関係人口創出・維持は、地域外関係者の参加を得て活動することがメインメニューを効果的に実施するために必要な場合に限り実施することができる。（年1回以上）
- 【地域外関係者は、昭和25年2月1日時点で対象森林が所在する市町村の区域外に居住する者で、その参加人数は、10名以上／1回（又は5名以上／2回）とする。】

4 交付金の単価、上限、使途

(1) 交付金単価

区分	国の交付単価又は交付率	市町が追加の支援を行う場合の目安
① 地域活動型（森林資源活用）	1 ha 当たり 120,000 円（初年度） 116,000 円（2年目） 112,000 円（3年目）	1 ha 当たり 40,000 円（初年度） 38,667 円（2年目） 37,334 円（3年目）
② 地域活動型（竹林資源活用）	1 ha 当たり 332,000 円（初年度） 304,000 円（2年目） 276,000 円（3年目）	1 ha 当たり 110,667 円（初年度） 101,334 円（2年目） 92,000 円（3年目）
③ 複業実践型	1 ha 当たり 191,000 円（初年度） 176,000 円（2年目） 162,000 円（3年目）	1 ha 当たり 63,667 円（初年度） 58,667 円（2年目） 54,000 円（3年目）
④ 森林機能強化タイプ	1 m 当たり 800 円	1 m 当たり 200 円
⑤ 関係人口創出・維持タイプ	最大 50,000 円／年	最大 16,667 円／年
⑥ 資機材・施設の整備	購入額の 1/2 以内、 一部のものは 1/3 以内	—
⑦ 活動推進費	最大 38,000 円／年	最大 12,667 円／年

注 1) ①、②及び③の交付単価は、活動計画の取組年度に応じるものとする。

注 2) 複業実践型は、安全衛生装備に係る経費は③の交付単価とは別に加算する。

また、複業実践型を実施した森林において 1 ha 当たりの間伐材の売上額が以下の額を上回った場合は、翌年度以降の交付額は 0 円とする。

初年度：1,053,000 円/ha、2年目：1,008,000 円/ha、3年目：966,000 円/ha

注 3) ④の延長は、森林調査・見回りを除く。

注 4) ⑥のうち、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋を購入する場合は、購入額の1/3以内とする。

注 5) ⑥の活動とそれ以外の活動の間で交付金を流用することはできない。

(2) 交付額の上限 1 活動組織当たりの交付額の上限は 500 万円/年

(3) 交付金の使途

区 分	使 途
(1) の区分欄に掲げる①～④	人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品(⑥に掲げるものを除く。)、事務用品等の消耗品、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等
(1) の区分欄に掲げる⑤	人件費、燃油代、地域外関係者に係る傷害保険、地域外関係者に係るヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品(⑥に掲げるものを除く。)、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等
(1) の区分欄に掲げる⑥	刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チップパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋、あずまや(休憩や作業を行うための簡易建屋)、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ(⑤の活動で使用するものにあつては、賃借料に限る。)、携帯型GPS機器、設置費等のうち地域協議会の長が認めるもの
(1) の区分欄に掲げる⑦	人件費、燃油代、活動計画の検討に係る関係者の傷害保険、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等

5 提出していただく書類 (各 2 部)

提出書類	様式	継続	新規
① 採択申請書	第 12 号	○	○
② 活動計画書 (※計画期間は当初採択から 3 年間とする。)	第 11 号	○	○
③ 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート	第 14 号	○	○
④ 実施に係る協定書 (活動に係る対象地番の地権者との協定)	第 9 号	○	○
⑤ 活動組織規約、構成員名簿	第 8 号	○	○
⑥ 付属資料 (計画図: 縮尺 1/5,000 以上、資機材の見積り)		○	○
⑦ 作業安全のための規範 (チェックシート)		○	○

※ 協定書、規約は、参考例のため独自のものを使用しても構わない。

※ 計画図は、対象森林の森林計画図を添付すること。森林計画図が存在しない(地目:農地等)場合等は、対象森林の位置及び面積が分かる縮尺 5,000 分の 1 以上の図面を添付すること。

【森林計画図:最寄りの市町・県農林水産事務所(林務関係課)及び県庁林業課で入手可能】

【現況が森林で、登記地目が農地の場合は、非農地証明書が必要】

6 交付金申請手続き

(1) 申請方法・提出先、問合せ先

活動する森林の所在する市町の「森づくり事業担当課」に2部提出して下さい。

(1部が広島県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会(以下「地域協議会」)へ送付されます。)

<問合せ先>

広島県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会

事務局 一般社団法人 広島県森林協会内 (〒730-0017 広島市中区鉄砲町4-1)

TEL:082-221-7191 FAX:082-221-7194 E-mail:mori@hsk.ecweb.jp

広島県農林水産局森林保全課 森づくり推進グループ (〒730-8511 広島市中区基町10-52)

TEL:082-513-3694 FAX:082-223-3583 E-mail:noushinrin@pref.hiroshima.lj.jp

(2) 募集期間(事業開始前年度)

令和8年3月9日～3月19日の間に、市町の森づくり事業担当課に2部提出

(その内1部が市町からの「活動の有効性等に関する意見書等」が添付され地域協議会事務局に提出される。)

(3) 審査と採択通知

① 申請額の合計が、当該年度予算内示(林野庁)額を超える場合は、事業量の調整を行います。

② 交付金の対象となる活動開始は、国からの交付決定があり、地域協議会から活動組織へ採択通知を行った日(例年5月下旬)以降となります。

ただし、活動の円滑な実施を図るため、早期に活動に着手したい場合は、あらかじめ、その理由を明記した「採択決定前着手届」を地域協議会へ提出してください。

この場合の活動開始日は、地域協議会の審査(前年度は4月下旬)終了後、活動組織に審査結果の通知を行った日からとなりますので、着手予定日は4月下旬以降として下さい。